

## 吸収分割に関する事前備置書類

(分割会社：会社法第 728 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書類)

(承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書類)

2023 年 7 月 25 日

株式会社ココナラ

ポートエンジニアリング株式会社

2023年7月25日

## 吸収分割に関する事前備置書類

東京都渋谷区桜丘町 20-1  
渋谷インフォスタワー6F  
株式会社ココナラ  
代表取締役社長 鈴木 歩

東京都渋谷区桜丘町 20-1  
渋谷インフォスタワー5F  
ポートエンジニアリング株式会社  
代表取締役社長 鈴木 歩

株式会社ココナラ（以下「ココナラ」という）及びポートエンジニアリング株式会社（以下「PE」という）は、ココナラを吸収分割会社、PEを吸収分割承継会社として、ココナラの「ココナラエージェント事業」に関する権利義務をPEに承継させる吸収分割契約を締結いたしましたので、会社法に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項）  
別紙 1 のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び第 192 条第 1 号）  
本件分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対して本件承継権利義務の対価として、株式、金銭、その他の財産の交付を行いません。吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当と判断しております。
3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号）  
該当事項はありません。
4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ、第 192 条第 4 号）
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は吸収分割会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

[https://ssl4.eir-parts.net/doc/4176/yuho\\_pdf/S100PQ4J/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/4176/yuho_pdf/S100PQ4J/00.pdf)

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象が生じたときは、その内容

吸収分割会社は、2023年6月30日付でポート株式会社との間で株式譲渡契約を締結し、ポート株式会社からPEの株式を譲受け、PEをココナラの完全子会社化いたしました。

#### 5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号、第192条第6号ロ）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、2023年4月3日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。承継分割承継会社の成立日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

#### 6. 本件効力発生日後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号）

- (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の2022年8月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ3,889百万円、1,889百万円であります。本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する資産及び負債の2022年6月30日現在における帳簿価額は、それぞれ3百万円、5百万円であります。また、2023年6月30日から現在に至るまで吸収分割会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される吸収分割会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件効力発生日以降における吸収分割会社の資産の額は、負債の額を上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及

ばす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の成立の日（2023年4月3日）の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ110百万円、53百万円であります。本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する資産及び負債の2023年6月30日における帳簿価額は、上記（1）に記載のとおりです。また、2023年6月末日において1821万9000円の特別配当を行っているものの、今後、効力発生日までに予測される吸収分割会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件効力発生日以降における吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を上回る見込みです。また、本件効力発生日以降において、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日以後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号）変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

## 吸収分割契約書

株式会社ココナラ（以下「甲」という。）とポートエンジニアリング株式会社（以下「乙」という。）は、甲がココナラエージェント事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社ココナラ

住所：東京都渋谷区桜丘町 20-1 渋谷インフォスタワー6F

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：ポートエンジニアリング株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町 20-1 渋谷インフォスタワー5F

### 第3条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙 A のとおりとし、別紙 A に記載のない権利義務及び不法行為によって生じた債務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重畳的債務引受の方法による。

### 第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

### 第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

## 第 6 条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 9 月 1 日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

## 第 7 条（分割承認決議等）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに、本分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに、本分割を行うものとする。
3. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

## 第 8 条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降、本事業について、自ら又は第三者をして、乙が承継する本事業について、法令（会社法第 21 条を含む）に基づくものであるかを問わず、一切の競業禁止義務を負わない。

## 第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

## 第 10 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

## 第 11 条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日（第 6 条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第 7 条各項に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

## 第 12 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、電磁的記録により本契約書を作成し、甲乙が電子署名をする。

2023年7月20日

甲：東京都渋谷区桜丘町 20-1 渋谷インフォスタワー6F  
株式会社ココナラ  
代表取締役社長 鈴木 歩



乙：東京都渋谷区桜丘町 20-1 渋谷インフォスタワー5F  
ポートエンジニアリング株式会社  
代表取締役社長 鈴木 歩



## 別紙 A 承継権利義務明細書

甲は、2023年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 1. 承継する資産

効力発生日の前日の終了時において存在する甲が所有又は保有している資産のうち、下記を含む本事業に関連する一切の資産。

#### (1) 流動資産

売掛金、前払費用

#### (2) 固定資産

工具器具備品

### 2. 承継する負債

効力発生日の前日の終了時において存在する甲の負債のうち、下記を含む本事業に関連する以下の負債。

#### (1) 流動債務

買掛金、未払金、前受金

### 3. 契約上の地位（雇用契約を除く。）

本事業に関する全ての契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務（但し、雇用契約、甲の他の事業部門と共同で使用するものを除く。）

### 4. 雇用契約

乙は、別紙 B に定める者を除くコロナエージェント事業に従事する甲の従業員を対象として、この労働契約上の地位を承継する。但し、分割の効力発生日において引き続き在籍している者に限る。

### 5. 知的財産権

本事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術情報、ノウハウ、その他本事業に関する権利（但し、甲の他の事業部門と共同で使用するものを除く。）

### 6. 許認可等

本事業に関する関係官公庁の許認可のうち、法令上承継可能なものは、甲から乙へ承継する。但し、本事業以外の甲の事業に関連するものを除く。

以上

## 別紙 B 労働契約の承継の対象外

下記に記載の社員番号の者は、乙に労働契約が承継されないものとする。

記

1257

1229

1076

2007

以上